

表彰規程

令和4年10月19日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「本協会」という）が任意団体日本ろう者スキー協会として設立されて以来遂げてきた協会の発展と国内冬季デフスポーツの普及振興に著しく貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 功労状
- (2) 優秀選手賞
- (3) 感謝状

(功労状授与の選定基準)

第3条 本協会の会員および加盟チームが、次の各号の一つに該当するときは、功労状を授与して、これを表彰することができる。

- ① 本協会に加盟してから満10年を経過したチームで、国内デフ冬季スポーツの普及発展のための強化事業を継続して実施していること。
- ② 多年にわたり（10年以上）本協会の役員として職務に精励したもの。但し、満年齢40歳以上の者を原則とする。
- ③ 本協会の業務改善のため、極めて有効な提案がなされ、実施され、効果を上げることができたもの。
- ④ 優秀選手の育成指導に特に功績のあったもの。

(優秀選手賞授与の選定基準)

第4条 本協会の関係する競技会または選考会に参加し、優秀な成績をおさめ、次の各号の一つに該当するときは賞状を授与してこれを表彰することができる。

- ① 冬季デフリンピックでメダル獲得および入賞したもの。
- ② 世界ろう者選手権大会でメダル獲得および入賞したもの。
- ③ 前項の外、各種競技会等において、特に優秀な成績をおさめたもの。

(感謝状授与の選定基準)

第5条 部外者、または部外団体が本協会の行事に著しく貢献したときは、感謝状を授与してこれを表彰することができる。

(副賞)

第6条 表彰をおこなうにあたって、副賞を授与することができる。

2前項に定める副賞は、その都度理事会にはかり決定する。

(表彰の申請)

第7条 加盟チーム代表は、個人並びに団体が、本規程第3条、もしくは第5条に定めた基準に該当すると認めるときは、その理由を明示して表彰を申請することができる。
2 理事会は前項にならない候補者を推薦することができる。

(表彰の決定)

第8条 表彰の決定は前条の申請にもとづき、理事会において審議の上決定する。

(表彰の時期)

第9条 表彰の時期は、原則として社員総会時とし、特別の事情ある時は、理事会において決定する。

(規格外事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付則

この規程は令和4年10月19日から施行する。